

P T A 楽 信

目 次

長法寺小学校PTA会則……………	1
PTA組織図・サークル運営内規……………	5
PTA本部役員・委員選出細則……………	7
PTA個人情報取扱規則……………	12
改正履歴……………	15

長法寺小学校 P T A

会員である間、大切に保存して下さい

長法寺小学校 P T A 会則

昭和 4 7 年 4 月 1 日改正 昭和 4 9 年 1 月 2 8 日改正 昭和 5 0 年 5 月 3 0 日改正

昭和 5 2 年 5 月 2 0 日改正 昭和 5 3 年 3 月 1 0 日改正 昭和 5 9 年 1 2 月 1 日改正

昭和 6 2 年 5 月 1 6 日改正 平成元年 3 月 4 日改正 平成 3 年 3 月 2 日改正

平成 5 年 2 月 2 7 日改正 平成 8 年 5 月 1 3 日改正 平成 9 年 3 月 1 日改正

平成 1 4 年 4 月 1 日改正 平成 1 7 年 5 月 2 1 日改正 平成 1 7 年 9 月 2 8 日改正

平成 2 1 年 5 月 2 3 日改正 平成 2 2 年 3 月 3 日改正 令和 6 年 3 月 3 1 日改正

令和 7 年 3 月 3 1 日改正

1. 組 織

第 1 条 この会は、長法寺小学校 P T A と称し、事務所を長法寺校内におきます。（平成 1 7 年 5 月 2 1 日、長法寺小学校育友会から長法寺小学校 P T A に名称変更）

第 2 条 この会は、長法寺小学校に在籍する児童の両親または保護者および同校に勤務する職員をもって組織します。ただし、この会への入会退会は任意とします。

2. 目 的

第 3 条 この会は、日本国憲法、教育基本法に則り、学校と家庭および地域社会が連絡を密にし、民主教育を推進することを目的とします。

3. 事 業

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

1. 学校、家庭、地域社会の教育環境の改善をはかります。
2. 会員相互の研修親睦をはかります。
3. 児童愛護、教育尊重の精神の普及昂揚をはかります。
4. その他この会の目的達成に必要なことがら。

4. 役 員

第5条 この会に次の役員をおきます。

1. 本部役員 8名

- (イ) 会長 1名
- (ロ) 副会長 2名
- (ハ) 書記 3名（うち1名は教職員会員）
- (ニ) 会計 2名（うち1名は教職員会員）

2. 監査役員 2名

- (イ) 会計監査 2名

ただし、場合によって弾力的な定数になることもあります。

第6条 役員の任務を次のように決めます。

1. 会長はこの会を代表して会務を統括し、議決事項を執行します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行します。
3. 書記はこの会の庶務をつかさどります。
4. 会計はこの会の会計事務を行います。
5. 会計監査は、この会の会計事務を監査します。（原則として9月，3月）

第7条 この会に顧問をおきます。ただし、顧問は学校長とします。顧問は、必要に応じ、会の運営について、協議に加わります。

第8条 すべての役員は、総会で承認します。なお、選挙については別に定める選挙細則によります。

第9条 役員の任期は1ヵ年とします。（毎年4月から翌年4月まで）
なお同時に2つの役につくことはできません。

5. 委 員

第10条 この会に次の委員をおきます。

1. クラス委員
2. 地区委員
3. らくしんまつり実行委員

第11条 各委員の選出方法ならびに任期は次のとおりとします。

各委員の任期は1ヵ年とします。なお各委員の選出に際しては、別に定める選出細則によります。

1. クラス委員は第3条、第4条の定めにそって、委員選出や本部役員選挙補助に関わります。
2. 地区委員は第3条、第4条の定めにそって、地区内における児童の安全の確保と健全育成にあたります。
3. らくしんまつり実行委員は、らくしんまつりの企画立案の中心となります。

6. 機 関

第12条 この会の目的を達成するために、次の機関をおきます。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 本部役員会
4. 委員会（クラス委員会、地区委員会、らくしんまつり実行委員会）

7. 総 会

第13条 この会の最高議決機関は総会です。

1. 総会は年2回会長が開催します。
2. 総会は全会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席を要し、その議決には、出席者の過半数の同意を必要とします。※電子（書面）開催の場合は送信（送付）した人数を出席人数とします。
3. 総会において、議決を要する事項は、次のとおりです。
イ）役員改選 ロ）年間活動計画 ハ）予算の審議決定

- 二) 年間活動報告の承認　ホ) 決算報告の承認
 - へ) 特別委員会の設置、廃止　ト) 会則の改正　チ) その他の重要事項
4. 運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1の要求があったときは、20日以内に臨時総会を開かなければなりません。

8. 運 営 委 員 会

第14条 この会の運営に関して、運営委員会を開きます。

1. 運営委員会の構成は次のとおりとします。なお、会計監査はオブザーバーとして出席できます。
 - (イ) 本部役員
 - (ロ) クラス委員の正副委員長
 - (ハ) 地区委員の正副委員長
 - (ニ) らくしんまつり実行委員の正副委員長
 - (ホ) 委員会を担当する職員（特別委員会を担当する職員がいる場合はその者を含む）
2. 運営委員会の任務は次のとおりとします。
 - (イ) 本部、各委員会の事業内容の審議。
 - (ロ) 総会に提出する案件の審議。
 - (ハ) その他必要と認められる事項の審議。
 - (ニ) 広範な話し合いの場。
3. 顧問、会計監査の議決権はありません。運営委員会出席者全員に議決権があたえられます。
4. 運営委員会は会長が通常月1回招集します。また運営委員の3分の1以上の要求があったときには10日以内に開かなければなりません。なお会員の傍聴は自由とします。

9. 本部役員会

第15条 この会の会務遂行のため本部役員会を開きます。

1. 本部役員会は本部役員をもって構成します。
2. 本部役員会の任務は次のとおりとします。
 - (イ) 総会および運営委員会で議決された事項の執行。
 - (ロ) 総会・運営委員会に提出する議案の作成。

(ハ) その他会務に必要な事項の処理。

3. 緊急の場合、役員会において審議し会務を執行することができます。ただしこの場合、次期運営委員会において承認を得なければなりません。

10. 委員会

第16条 この会の活動を推進するために、クラス委員会、地区委員会、らくしんまつり実行委員会を開きます。

1. クラス委員会は各学年から互選されたクラス委員をもって構成し、全校的な活動を推進します。
2. 地区委員会は地区委員をもって構成し、各地区間の連絡調整をはかり児童の校外生活に協力します。
3. らくしんまつり実行委員会は、らくしんまつりに関係する各団体の協力を得ながら、らくしんまつり企画立案を推進し、実施にあたってはPTAとりまとめの中心となります。
4. 総会および運営委員会で議決された事項を執行します。
5. 委員会は委員長が招集します。

11. 経費

第17条 この会の経費は会費・事業収入をもって支弁します。

第18条 この会の会費は一家庭1ヶ月200円とします。ただし、必要があるときは総会の承認を得て臨時会費を徴収することができます。

第19条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの1ヵ年とします。

12. その他

第20条 会費の慶弔、会議等の出張旅費については、別に細則を定めます。

第21条 この会にサークルをおくことができます。

第22条 この会則は、令和7年4月1日から施行します。

会則第20条による慶弔、旅費の規程を次のように定めます。

慶弔の規程 イ) 会員および児童が死亡した場合は5,000円を供えます。

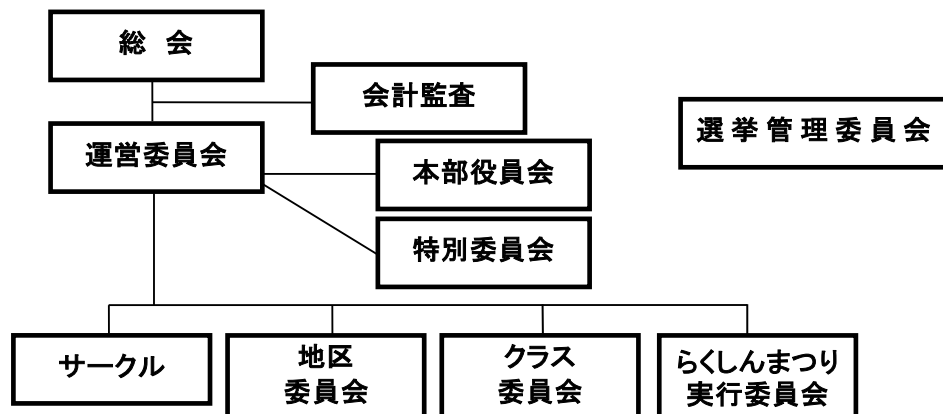
ロ) 上記のことについて特別な事情がある場合およびその他の場合は必要に応じて、本部役員が協議の上執行します。

旅費の規程 イ) 交通費は実費とします。(但し、長岡京市内は除く)

ロ) 弁当を要するときは、1,000円以内とします。

ハ) 宿泊費は、1泊につき10,000円以内は補助します。

PTA 組織図



サークル運営内規

1. この会の会員有志によってサークルを組織し、自主的・民主的に運営されます。
2. サークルの設置および廃止は、運営委員会の審議と承認を必要とします。

長法寺小学校 P T A 本部役員・委員選出細則

平成 27 年 3 月 1 日改正

令和 6 年 3 月 31 日改正

令和 7 年 3 月 31 日改正

第 1 章 本部役員・委員選出 共通事項

第 1 条 長法寺小学校 P T A 会則第 5 条に定める本部役員の選出、および同第 10 条に定める委員の選出は、この細則に基づいて行います。

第 2 条 (共通原則)

1. 長法寺小学校に在籍する児童の親または保護者（以下、会員）は、原則、各世帯から 1 人の児童に対し、その児童の在学中に本部役員ないし委員（地区委員を除く）を一度は引き受けることを原則とします。
2. 兄弟姉妹がいる場合は、上の学年の子どもからでの選出を優先とします。但し、他の会員に委員が決まった場合は、下の学年の子どもでも委員をすることができます。
3. 地区委員は、本部役員および他の委員に就任経験があっても、原則、各世帯において一度は引き受けるものとします。但し、地区の状況によってはその限りではありません。
4. 本部役員経験世帯は、クラス委員、らくしんまつり実行委員の選出を辞退できます。但し、立候補はこの限りではありません。
5. クラスが 3 クラス以上になった場合は状況により、各クラスからの選出人数を変えることができます。例：各委員会を各クラス 1 人ずつ選出する等。

第 3 条 (二巡目以降の取り決め)

1. 各学年から選出する、クラス委員、らくしんまつり実行委員の選出にあたり、その学年の児童の人数が少なく、学年または一クラスすべての世帯が、過去一度は本部役員ないし委員（地区委員を除く）を経験した場合は、1 人の児童に対して本部役員または委員の就任が二巡します。その際はまず立候補を募り、立候補がなければ推薦（くじ引き等を含む）で選出します。
2. 本部役員、各委員会の正副委員長（地区委員長、地区副委員長を含む）経験世帯は、二巡目を免除されます。
3. 正副委員長は一巡目で選出された委員が優先し、二巡目で選出された委員は正副委員長は免除されます。但し、正副委員長就任を希望する場合や選出された委員が全員二巡目となる場合はこの限りではありません。

4. 本条の取り決めに關しては、前条の共通原則を優先します。すなわち、共通原則に定める「原則、各世帯から1人の児童に対し・・・一度は引き受けることを原則とする」ことを優先し、兄弟姉妹がいる場合は、同じ子どもに対する二巡目よりも、兄弟姉妹の子どもに対する一巡目を優先します。
5. 一度二巡目を経験した会員は、兄弟姉妹の学年では二巡目を免除されます。但し、兄弟姉妹の学年でも、免除された世帯を除く他の世帯すべてが二巡した場合はこの限りではありません。
6. 学年または一クラスすべての世帯が二巡した場合、前1～5項の「二巡目」を「三巡目」、「一巡目」を「二巡目」に置き換えて、三巡目以降もこれを準用します。

7. 第2章 本部役員選出細則

第4条 次年度の本部役員選出は本年度内に行います。

第5条

1. 本部役員は各学年より選出します。但し、会計監査は会長が委嘱し、運営委員の承認を得ます。
2. 前項の学年並びに本部役員定数は、別表に定めます。
3. すべての会員は、立候補する資格を有します。
4. 長法寺小学校PTA本部役員経験世帯及び各正副委員長経験世帯は、本部役員を辞退することができます。

第6条

1. 会長は前年度の本部役員から5名の選挙管理委員を委嘱し、運営委員会の承認を得ます。
2. 選挙管理委員会は前項の委員で構成します。
3. 選挙管理委員会は正副委員長各1名を互選し、その他の委員は書記として選挙事務を行います。

第7条 選挙管理委員会の任務は次の通りとします。

1. 本部役員選出に関する事務の一切を行います。ただし、クラス委員が補助をする場合があります。
2. 本部役員選出に関する内規を設けることができます。
3. 10～11月に、本部役員選出に関する事項（本部役員改選、学年懇談会開

催)を全PTA会員に通知します。

4. 2月に次年度本部役員候補者名を全PTA会員に通知します。

第8条 本部役員選出については次の通りとします。

1. 各学年毎の懇談会を開催して、本部役員を選出します。
2. 懇談会は、その学年に於ける3分の1以上(委任状を含む)の出席を要します。
3. 懇談会では、現本部役員は世話役として本部役員選出にあたります。
4. 懇談会では立候補の有無を確認します。

立候補のある場合は、懇談会に於いて信任を受け、その学年からの選出役員となります。

各学年毎の定数を超える立候補者がある場合は、各学年のクラス委員と現本部役員で全体の定数などを見て調整できます。相談して決められない場合は選挙で選出します。

立候補がない場合には、懇談会で相談し、推薦された者(本人の承諾が必要)が信任を受け、その学年からの選出役員となります。

第9条 各学年で選出された本部役員は、互選により役職分担を決し、総会に於いて承認します。

第10条 教職員の本部役員は総会で承認します。

第11条 本部役員に欠員が生じた場合は、この細則により本部役員選出を行えます。

別表

学年	定数	学年	定数
1年	1	4年	2
2年	1	5年	1
3年	1		

注

1. 各学年で定数の本部役員が選出できない時は、第8条(4)により調整できます。
2. 兄弟姉妹在校の場合には、高学年を優先させます。
3. 場合によって弾力的な定数になることもあります。

第3章 委員選出細則

第12条 （委員長希望での立候補）

1. 立候補多数で各委員の定数を超える場合は、委員長希望での委員立候補者を優先します。副委員長希望はありません。
2. 委員長希望での委員立候補は、委員立候補用紙でのみ受け付けます。委員選出日に委員長希望での委員立候補は受け付けないこととします。

第13条 （選出手順）

1. 書面で立候補（第1、第2希望）を募集し、書面での立候補者（第1希望）が定数以下の場合は、立候補者が運営委員に決定します。書面での立候補者（第1希望）が定数より多い場合は、クラス委員が代理でくじびきして決定します。
2. 第1希望が定数未満の委員について、第2希望を確認し、第1希望での立候補者が定数以下の場合は第2希望立候補者が運営委員に決定します。第1希望での立候補者が定数より多い場合は、クラス委員が代理でくじびきして決定します。
3. 1、2の選出でも定数未満の場合は、立候補で決定した人以外を対象にクラス委員が代理でくじびきをして決定します。
4. くじ引きは本部役員立ち会いの下、クラス委員が代理で実施します。

第14条 （クラス委員）

1. クラス委員は年度はじめに各学級で集会を開き、自主的・民主的な方法で選ばれます。
2. クラス委員は、学年ごとに2名互選されます。あらかじめ、書面をもってクラス委員長に立候補した場合には、学級内での互選時に優先して選出します。但し、たんぼぼ学級においては委員数を減ずることができます。
3. 2学級にわたって選出されたときは、高学年が優先されます。
4. 正・副委員長は、クラス委員の中から3名互選されます。第2項の委員長立候補者が複数いる場合には、委員長立候補者の中から委員長・副委員長を互選します。その際の選出順序は、委員長から先に決め、その後副委員長、各役割を決めることとします。
5. 本部役員経験世帯は選出を辞退することができます。

6. クラス委員，地区委員，およびらくしんまつり実行委員の正副委員長経験世帯は，クラス委員正副委員長の選出を辞退することができます。

第15条 （地区委員）

1. 地区委員は，各地区において集会を開き，自主的・民主的な方法で選ばれ，正式決定は年度始めとします。
2. 地区委員の定数は各地区2名を基準とします。例外として児童数が60名を超えるときは，1名加算します。ただし，少人数の地区は1名でもよいです。
3. 正・副委員長は，地区委員から3名互選されます。
4. 本部役員経験世帯は，地区委員正副委員長の選出を辞退することができます。
5. クラス委員，地区委員，およびらくしんまつり実行委員会の正副委員長経験世帯は，地区委員正副委員長の選出を辞退することができます。

第16条 （らくしんまつり実行委員）

1. らくしんまつり実行委員は年度はじめに各学級で集会を開き，自主的・民主的な方法で選ばれます。
2. らくしんまつり実行委員は，学年ごとに4名互選されます。あらかじめ，書面をもってらくしんまつり実行委員長に立候補した場合には，学級内での互選時に優先して選出します。
3. 2学級にわたって選出されたときは，高学年が優先されます。
4. 正・副委員長は，らくしんまつり実行委員の中から3名互選されます。第2項の委員長立候補者が複数いる場合には，委員長立候補者の中から委員長・副委員長を互選します。その際の選出順序は，委員長から先に決め，その後副委員長，各役割を決めることとします。
5. 本部役員経験世帯は選出を辞退することができます。
6. クラス委員，地区委員，およびらくしんまつり実行委員の正副委員長経験世帯は，らくしんまつり委員正副委員長の選出を辞退することができます。

第18条 この細則の改正は会則第13条3項 ト）に準じます。但し，第7条第2項および別表の改正は運営委員会において行えます。

第19条 この細則は，令和7年4月1日より施行します。

長法寺小学校 P T A 個人情報取扱規則

平成 3 1 年 3 月 4 日改正

(目的)

第 1 条 長法寺小学校 P T A (以下、本会) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、個人情報データベース)の取扱いについて定めるものとします。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとします。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とします。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員とします。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示します。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得ます。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとします。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿、その他 P T A 活動における各種名簿の作成
- (3) 委員の選出並びに本部役員等の推薦活動

(利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません。

(管理)

第 9 条 個人情報 は 管理者 又は 取扱者 が 保管するものとし、適正に管理します。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとします。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとします。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととします。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報 は 次 に あげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはなりません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報 を 第三者 (第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く) に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存します。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者 (第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く) から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存します。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨 (事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じます。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告します。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとします。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

(改正)

第18条 本会の「長法寺小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正します。

(施行)

第19条 本規則は、平成31年3月4日より施行します。

《改正履歴》

平成21年5月23日

長法寺小学校PTA役員選出細則 第3条4項追記, 第11条変更

平成22年3月3日

長法寺小学校PTA会則に「らくしんまつり実行委員会」について追記

長法寺小学校PTA委員選出細則に「らくしんまつり実行委員」について追記

同細則第1条から第5条の2項に立候補の取扱い追記

同細則第1条5項, 第2条3項, 第3条4項, 第4条4項に委員長経験世帯取扱い追記

平成27年3月1日

長法寺小学校PTA役員選出細則ならびに長法寺小学校PTA委員選出細則を統合

同細則第2条に会員の共通原則追記

同細則第3条に二巡目以降の取り決め追記

同細則第12条, 第13条, 第14条から第17条に各専門委員の選出手順追記

同細則第14条から第17条に本部役員・委員長経験世帯取扱い追記

平成31年3月4日

長法寺小学校PTA個人情報取扱規則追記

令和6年3月31日

第1章 PTA 会則

1. 組織

学級代表委員, 文化厚生委員, 企画運営委員の削除, クラス委員の追加, らくしんまつり委員任期変更

5. 委員

学級代表委員, 文化厚生委員, 企画運営委員についての項目を削除, クラス委員の追加

7. 総会

学級代表委員, 文化厚生委員, 企画運営委員についての項目を削除, クラス委員の追加

8. 運営委員会

文化厚生委員, 学級代表委員についての項目を削除, クラス委員の追加

第1章本部役員・委員選出 共通事項

本部役員経験世帯取り扱い追記, 正副委員長経験世帯取扱い追記

12. その他組織図から文化厚生委員, 企画運営委員を削除, クラス委員を追加

第2章本部役員選出細則

選挙管理委員の選出変更，正副委員長経験世帯取扱い追記

第3章委員選出細則

本部役員経験世帯取り扱い追記

令和7年3月31日

第3章委員選出細則

選出手順改変，クラス委員およびらくしんまつり実行委員の定数変更

※補足

長法寺小学校PTA役員選出細則 改正履歴

平成9年2月20日改正 平成11年3月6日改正 平成12年 3月 4日改正

平成14年4月1日改正 平成17年 5月21日改正 平成21年 5月23日改正

令和6年 3月31日 改正

長法寺小学校PTA委員選出細則 改正履歴

平成14年4月1日改正 平成17年3月9日改正 平成17年 5月21日改正

平成17年 9月28日改正 平成22年3月3日改正 令和6年 3月31日改正

令和7年 3月31日改正

長法寺小学校 校歌

出雲路 敬和 作詞
中原 都男 作曲

さ と は お と く に ひ か り の さ と は は や
お か は な が お か み ど り の お か は こ え

い て よ あ け た の ひ に む か ー う か ぜ
ひ な た の の が つ ー つ ま ち

は な が れ て こ の ど も は の び る て す す
ひ ら け こ の そ み も ひ ろ て す も

む に に ほ ん の そ こ が か ー ら も お お
さ か え る そ い ぎ ど ー も お お

ben marcato

ら く しん お お ら く しん 長 法 寺 小 学 校
ら く しん お お ら く しん 長 法 寺 小 学 校

長法寺小学校 校歌

出雲路 敬和 作詞
中原 都男 作曲

一

里は乙訓 光の里は
早い夜明けの 日に向かう
風は流れて 子どもは伸びて
進む日本の底力
おお楽信 おお楽信
長法寺小学校

二

丘は長岡 緑の丘を
越えて日なたの 野が続く
町はひらけて 望みも広く
ともに栄えるよい子ども
おお楽信 おお楽信
長法寺小学校

三

山は西山 高ねの山に
赤い夕べの 日がしずむ
空はくれても 心は晴れて
明日がたのしい一つ星
おお楽信 おお楽信
長法寺小学校

私たちの長法寺小学校は、長岡京市で最も歴史の古い学校で、明治5年に開校されました。

長法寺小学校は別名「楽信館」と呼ばれており、古い校舎の時代には「楽信館」と揮毫された額がありました。

明治の時代に、榎村知事が乙訓に視察に見えた時、この学校に「楽信館」という名を付けたと伝えられています。

榎村知事は府下あちこちの学校に、気のむくまま名前をつけたようで、その時に、村によっては喜んで、小学校の名前を改名したところも多かったといわれています。長法寺校下の人達は、校名まで変えることはありませんでした。

しかし、乙訓村と海印寺村二つの村の組合立であるこの学校では「楽しく信じあう」子どもたちの教育が続けられ、この楽信という名称は、校区の婦人会、青年団の名称として使用されてきました。青年団はいつの間になくなり、今、第三校・第五校・第六校と分離独立校を出したため、婦人会の名称も変わってしまいました。

「楽信」という言葉は、現在、校歌として唄われ、長法寺校関係の出版物にも「おや子楽信」(～平成13年まで発刊)「育友会楽信」(現「PTA楽信」)として受け継がれています。また、昭和61年より、育友会だより(現PTAだより)にも、「らくしん」の名前がつけられました。